

(2) 環境保護に関する南極条約議定書

「南極条約環境保護議定書」

作成 一九九一年(〇月四日(マドリード))

効力発生 一九九八年一月四日

日本国 一九九八年一月四日(一九九九年五月二十九日署名、
一九七四年三月国会承認、二月十五日受諾書寄託)

一九七七年四月三日国会承認、二月十五日受諾書寄託

一九七七年四月三日国会承認、二月十五日受諾書寄託

一九七七年四月三日国会承認、二月十五日受諾書寄託

一九七七年四月三日国会承認、二月十五日受諾書寄託

前文

この南極条約議定書の締約国(以下「締約国」という)は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進する必要性を確信し、

南極地域が専ら平和的のために恒久的に利用され、かつ、国際的不和の舞台又は対象とならないことを確保するため南極条約体制を強化する必要性を確信し、

南極地域の特別な法的及び政治的地位並びに南極地域におけるすべての活動が南極条約の目的及び原則に適合することを確保することについての南極条約協定国の特別な責任を留意し、南極地域が特別保存地域として指定されたこと並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため南極条約体制の下で採択された他の措置を想起し、

更に、南極地域が地球規模において重要な環境の科学的監視及び調査の独特の機会を提供することを確認し、南極の海洋生物資源の保存に関する条約の保存に関する原則を再確認し、

南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護のための包括的な制度を進展させることが人類全体の利益であることを確信し、

このため、南極条約を補足することを希望して、次のとおり協定した。

第一条(定義) この議定書の適用上、

(a) 「南極条約」とは、千九百五十九年十二月一日にワシントン

で作成された南極条約をいう。

(b) 「南極条約地域」とは、南極条約第六条の規定に従い同条約の適用される地域をいう。

(c) 「南極条約協定国会議」とは、南極条約第九条に定める国会をいう。

(d) 南極条約協定国会とは、南極条約第九条に定める国会に参加する代表者を任命する権利を有する同条約の締約国をいう。

(e) 「南極条約体制」とは、南極条約、同条約に基づく有効な措置、同条約に関連する別個の有効な国際文書及びこれらの国際文書に基づく有効な措置をいう。

(f) 「仲裁裁判所」とは、この議定書の不可分の一部を成す付録一「委員会」とは、第十一条の規定によつて設置される環境保護委員会をいう。

(g) 「委員」とは、この議定書の不可分の一部を成す付録二「委員会」とは、第十一条の規定によつて設置される環境保護委員会をいう。

第二条(目的及び指定) 締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を包括的に保護することを約束し、この議定書により、南極地域を平和及び科学に貢献する自然保護地域として指定する。

第三条(環境に関する原則) 一 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護並びに南極地域の固有の価値、原生地域としての価値、芸術的価値及び科学的調査特に、地球環境の理解のために不可欠な調査を実施するための地域としての価値を含む)の保護は、南極条約地域におけるすべての活動を計画し及び実施するに当たり考慮すべき基本的な事項とする。

2 このため

(a) 南極条約地域における活動は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に対する悪影響を限定するように計画し及び実施する。

(b) 南極条約地域における活動については、次のことを回避するように計画し及び実施する。

(i) 気候又は天候に対する悪影響

(ii) 大気、質又は水質に対する著しい悪影響

(iii) 大気、質又は水質を含む、氷河又は海洋における環境の著しい変化

(iv) 動物及び植物の種又は種の個体群の分布、豊度又は生産性の有害な変化

(v) 絶滅のおそれがあり若しくは脅威にさらされている種又は生物学的種、科学上の種を更に危険な状態にすること

(vi) 重要な価値を有する地域の価値を減じ又はこれらの地域を相当な危険にさらすこと。

(c) 南極条約地域における活動については、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系並びに南極地域の科学的調査を実施し及び関連するの価値に対して当該活動が及ぼすおそれのある影響につき事前の評価を可能にする十分な情報に基づき及びこの影響を知つた上でこの判断に基づき、計画し及び実施する。このような判断に当たっては、次の事項を十分に考慮する。

(i) 活動の範囲、地域、期間及び程度を含む。

(ii) 活動の累積的な影響、当該活動自体によるもの及び南極条約地域における他の活動の影響との複合によるもの双方

(iii) 活動が南極条約地域における他の活動に有害な影響を及ぼすか否か。

(iv) 環境上問題を生じさせないように作業を行うための技術及び手順が利用可能であるか否か。

(v) 活動が及ぼす悪影響を特定し及び早期に警告を与えるために主要な理上の指標及び生態系の構成要素を監視する能力の有無並びに南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に関する監視の結果又は知識の増進に照らして必要となる作業手順の修正を行うための能力の有無

(vi) 事故時、環境に影響を及ぼすおそれのあるもの)に對し迅速かつ効果的に対応する能力の有無

(d) 実施中の活動の影響についての評価(予測された影響の検証を含む)を行うため、定期的かつ効果的な監視を行う。

(e) 南極条約地域の内外で実施される活動が南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系に及ぼす予測されなかった影響を早期に探知することを容易にするため、定期的かつ効果的な監視を行う。

3 南極条約地域における活動については、科学的調査を優先するよう及び南極地域の科学的調査、地球環境の理解のために不可欠な調査を含む)を実施する地域としての価値を保護するように計画し及び実施する。



4 南極条約地域において科学的調査の計画に基づき実施される活動、同地域における観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であって、南極条約第七条5の規定に従い、事前の通告を必要とするもの関連する後方支援活動を含む。については、

(a) この条に定める原則に適合する方法で行ふ。については、
(b) この条に定める原則に反して南極の環境はこれに依存し若しくは関連する生態系に影響を及ぼし又は及ぼすおそれがある場合には、修正し、停止し、又は取りやめる。
第四條 南極条約体制における他の構成要素との関係) 1 この議定書は、南極条約を補足するものとし、同条約を修正し又は改正するものではない。

2 この議定書のいかなる規定も、締約国が南極条約体制における他の有効な国際文書に基づき有する権利を書け及びこれらの国際文書に基づき負う義務を免れさせるものではない。
第五條 南極条約体制における他の構成要素との整合性) 締約国は、この議定書の目的及び原則の達成を確保するため並びに南極条約体制における他の有効な国際文書の目的及び原則の達成に影響を及ぼすことを回避し又はこれらの国際文書の実施とこの議定書の実施との間の抵触を回避するため、これらの国際文書の締約国及びこれらの国際文書に基づいて設置された機関と協議し及び協力する。

第六條 (協力) 1 締約国は、南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、協力する。このため、各締約国は、次のことを行うよう努力する。
(a) 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し、科学上、技術上及び教育上の価値を有する協力計画を促すこと。
(b) 他の締約国に対し、環境影響評価の実施について適当な援助を与えること。

(c) 要請により、他の締約国に対し、環境に対する潜在的な危険に関する情報を提供すること並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に損害を与えるおそれのある事故の影響を最小にするための援助を与えること。
(d) 場所のいかんを問わず過度の集中によって生ずる累積的影響を回避するため、将来設置される基地その他の施設の場所の選択に関し他の締約国と協議すること。

第七條 (環境影響評価) 1 締約国は、南極条約地域における活動が計画し及び実施するに当たり、協力する。このため、各締約国は、次のことを行うよう努力する。
(a) 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し、科学上、技術上及び教育上の価値を有する協力計画を促すこと。
(b) 他の締約国に対し、環境影響評価の実施について適当な援助を与えること。

(c) 要請により、他の締約国に対し、環境に対する潜在的な危険に関する情報を提供すること並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に損害を与えるおそれのある事故の影響を最小にするための援助を与えること。
(d) 場所のいかんを問わず過度の集中によって生ずる累積的影響を回避するため、将来設置される基地その他の施設の場所の選択に関し他の締約国と協議すること。

第八條 (環境影響評価) 1 締約国は、南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、協力する。このため、各締約国は、次のことを行うよう努力する。
(a) 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し、科学上、技術上及び教育上の価値を有する協力計画を促すこと。
(b) 他の締約国に対し、環境影響評価の実施について適当な援助を与えること。

(c) 要請により、他の締約国に対し、環境に対する潜在的な危険に関する情報を提供すること並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に損害を与えるおそれのある事故の影響を最小にするための援助を与えること。
(d) 場所のいかんを問わず過度の集中によって生ずる累積的影響を回避するため、将来設置される基地その他の施設の場所の選択に関し他の締約国と協議すること。

(e) 適当な場合には、合同で探検を行うこと及び基地その他の施設を共同で使用すること。
(f) 南極条約協議国会議が合意する措置をとること。
(g) 各締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系を保護するため、他の締約国が南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり当該他の締約国にとって有用な情報を可能な範囲で提供することを約束する。

3 締約国は、南極条約地域における活動が同地域に近接する地域の環境に悪影響を及ぼさないことを確保するため、当該近接する地域において管轄権を行使する締約国と協力する。
第七條 (鉱物資源に関する活動の禁止) 鉱物資源に関するいかなる活動も、科学的調査を除くは、禁止する。
第八條 (環境影響評価) 1 締約国は、南極条約地域における活動を計画し及び実施するに当たり、協力する。このため、各締約国は、次のことを行うよう努力する。
(a) 南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し、科学上、技術上及び教育上の価値を有する協力計画を促すこと。
(b) 他の締約国に対し、環境影響評価の実施について適当な援助を与えること。

(c) 要請により、他の締約国に対し、環境に対する潜在的な危険に関する情報を提供すること並びに南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に損害を与えるおそれのある事故の影響を最小にするための援助を与えること。
(d) 場所のいかんを問わず過度の集中によって生ずる累積的影響を回避するため、将来設置される基地その他の施設の場所の選択に関し他の締約国と協議すること。

第九條 (附属書) 1 この議定書の附属書は、この議定書の不可分の一部を成す。
2 附属書Iから附属書IVまでの附属書のほかに追加される附属

書は、南極条約第九条の規定に従って採択され、効力を生ずる。
3 附属書の改正及び修正は、南極条約第九条の規定に従って採択され、効力を生ずる。ただし、いかなる附属書も、その附属書自体に改正及び修正が速やかに効力を生ずるための規定を定めることができる。
4 2及び3の規定に従って効力を生じた附属書並びに附属書の改正及び修正は、附属書自体に改正又は修正の効力発生について別段の定めがない限り、南極条約協議国でない南極条約の締約国又は採択時に南極条約協議国でなかった南極条約の締約国については、寄託政府が当該締約国の承認の通告を受領した時に効力を生ずる。
5 附属書を別段の定めがある場合を除くほか、附属書は、第十八条から第二十条までに規定する紛争解決のための手続の適用を受ける。

第一〇條 (南極条約協議国会議) 1 南極条約協議国会議は、利用可能な最善の科学上及び技術上の助言を参考として、次のことを行う。
(a) この議定書の規定に従い、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についての一般的な政策を定めること。
(b) この議定書の実施のため、南極条約第九条の規定に基づく措置をとること。
2 南極条約協議国会議は、委員会によって行われた作業を検討するものとし、1に規定する任務を遂行するに当たり、委員会の助言及び勧告並びに南極研究科学委員会の助言を十分に参考とする。

第一一條 (環境保護委員会) 1 この議定書により環境保護委員会を設置する。
2 各締約国は、委員会の構成国となる権利及び代表を任命する権利を有する。代表は、専門家及び顧問を伴うことができる。
3 委員会におけるオブザーバーとしての地位は、この議定書の締約国でない南極条約のすべての締約国に開放される。
4 委員会は、南極研究科学委員会の委員長及び南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会委員の議長に対しオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう招請する。委員会は、更に、南極条約協議国会議の承認を得て、委員会の作業に貢献すること

を要請する。代表は、専門家及び顧問を伴うことができる。
3 委員会におけるオブザーバーとしての地位は、この議定書の締約国でない南極条約のすべての締約国に開放される。
4 委員会は、南極研究科学委員会の委員長及び南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会委員の議長に対しオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう招請する。委員会は、更に、南極条約協議国会議の承認を得て、委員会の作業に貢献すること

を要請する。代表は、専門家及び顧問を伴うことができる。
3 委員会におけるオブザーバーとしての地位は、この議定書の締約国でない南極条約のすべての締約国に開放される。
4 委員会は、南極研究科学委員会の委員長及び南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会委員の議長に対しオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう招請する。委員会は、更に、南極条約協議国会議の承認を得て、委員会の作業に貢献すること

を要請する。代表は、専門家及び顧問を伴うことができる。
3 委員会におけるオブザーバーとしての地位は、この議定書の締約国でない南極条約のすべての締約国に開放される。
4 委員会は、南極研究科学委員会の委員長及び南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会委員の議長に対しオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう招請する。委員会は、更に、南極条約協議国会議の承認を得て、委員会の作業に貢献すること



ができる他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技術的機関に対し委員会の会合にオブザーバーとして参加するよう招請することができる。

5 委員会は、その会合の報告書を南極条約協国会議に提出する。当該報告書は、委員会の会合で審議されるすべての問題を対象とし、及びその会合で表明された見解を映するものとする。当該報告書は、その会合に出席した締約国及びオブザーバーに送付し、その後一般に利用可能なものとする。

6 委員会は、南極条約協国会議による承認を条件として、委員会の手続規則を採択する。

第一二条(委員会の任務) 1 委員会の任務は、附属書の運用を含むこの議定書の実施に関し南極条約協国会議における審議のため締約国に対して助言を与え及び勧告を行うこと並びに同会議によって、委員会に委任されるその他の任務を遂行することとする。特に、委員会に、次の事項に関して助言を与える。

(a) この議定書に従ってとられる措置の効果、
(b) この議定書に従ってとられる措置を状況に応じて改定し、強化し又は改善する必要性、
(c) 適当な場合には、追加的な措置(附属書の追加を含む)の必要性、
(d) 第八条及び附属書Iに規定する環境影響評価の手続の適用及び実施、
(e) 南極条約地域における活動の環境に対する影響を最小にし、又は緩和する方法、
(f) 緊急措置を必要とする事態についての手続(環境上の緊急事態における対応措置を含む)。

(g) 南極保護地区制度の運用及び改善
(h) 査察の手続(査察の報告書、様式及び査察の実施のための点検項目の一覧表を含む)、
(i) 環境保護に関する情報の収集、蓄積、交換及び評価
(j) 南極の環境の状態
(k) この議定書の実施に関連する科学的調査環境の監視を含む)の必要性、

2 委員会は、その任務を遂行するに当たり、適当な場合には、南極研究科学委員会、南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会並びに他の適切な科学的機関、環境に関する機関及び技

術的機関と協議する。
第一三条(この議定書の遵守) 1 各締約国は、この議定書の遵守を確保するため、その権限の範囲内で適当な措置、法令の制定、行政措置及び執行措置を含む)をとる。

2 各締約国は、いかなる者もこの議定書に反する活動を行わなようとするため、国際連合憲章に従った適当な努力をする。
3 各締約国は、1及び2の規定に従ってとる措置を他のすべての締約国に通報する。

4 各締約国は、この議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすと認めるすべての活動につき他のすべての締約国の注意を喚起する。

5 南極条約協国会議は、この議定書の締約国でない国に対して、当該国又はその機関、自然人、法人若しくは船舶、航空機その他の輸送手段によって実施される活動であつてこの議定書の目的及び原則の実施に影響を及ぼすすべてのものについて注意を喚起する。

第一四条(査察) 1 南極条約協国会議は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の保護を促進し並びにこの議定書の遵守を確保するため、単独で又は共同して、南極条約第七条の規定に従って行われる監視員による査察のための措置をとる。
2 監視員は、次の者とする。
(a) いずれかの南極条約協国会議によって指名される当該南極条約協国会議の国民である監視員
(b) 南極条約協国会議の定める手続に従い査察を行うため同会議で指名される監視員

3 締約国は、査察を行う監視員と十分に協力するものとし、査察の間、南極条約第七条の規定に基づく査察のために開放されている基地、施設、備品、船舶及び航空機のすべての部分並びにこの議定書により要請されるすべての保管されたこれらに関する記録について監視員によるアクセスが認められることを確保する。

4 査察の報告書については、自国の基地、施設、船舶又は航空機がその査察の報告書の対象となつて締約国に送付され、当該締約国が意見を述べる機会を与えられた後、当該査察の報告書及び意見は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協国会議で審議されるものとし、その後、当

該査察の報告書及び意見は、一般に利用可能なものとする。
第一五条(緊急時における対応措置) 1 南極条約地域における環境上の緊急事態に対応するため、各締約国は、次のことに同意する。

(a) 南極条約地域における科学的調査の計画、観光並びに政府及び非政府の他のすべての活動であつて、(南極条約第七条5の規定に従い事前の通告を必要とするもの、関連する後方支援活動を含む)の実施から生ずる緊急事態に対し迅速かつ効果的な対応措置をとること。

(b) 南極の環境又はこれに依存し及び関連する生態系に悪影響を及ぼすおそれのある事件に対応するための緊急時計画を作成すること。

2 このため、締約国は、
(a) 1の緊急時計画の作成及び実施について協力する。
(b) 環境上の緊急事態につき速やかに通報を行うため及び協力して対応するための手続を定める。
3 この条の規定の実施において、締約国は、適当な国際機関の助言を参考とする。

第一六条(責任) 締約国は、南極の環境並びにこれに依存し及び関連する生態系の包括的な保護についてのこの議定書の目的に従い、南極条約地域において実施され、かつ、この議定書の適用を受ける活動から生ずる損害についての責任に関する規則及び手続を作成することを約束する。当該規則及び手続については、第九条の規定に従って採択される一又は二以上の附属書に含める。

第一七条(締約国による年次報告) 1 各締約国は、この議定書の実施のためとつた措置を毎年報告する。その報告書には、第十三条3の規定に従って行われる通報、第十五条の規定に従って作成される緊急時計画並びにこの議定書に従つて必要とされる他のすべての通告及び通報であつて情報の送付及び交換に関し他に規定がないものを含める。

2 1の規定に従つて作成される報告書は、すべての締約国及び委員会に送付され、並びに次の南極条約協国会議で審議されるものとし、更に、当該報告書は、一般に利用可能なものとする。

第一八条(紛争解決) この議定書の解釈又は適用に関して紛争



が生じた場合には、紛争当事国は、いずれかの紛争当事国の要請により、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又は紛争当事国が合意するその他の平和的手段により紛争を解決するため、できる限り速やかに紛争当事国間で協議する。

第一九条(紛争解決手続の選択) 1 各締約国は、この議定書に署名し、これを批准し、受諾し若しくは承認し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、第七条、第八条及び第十五条の規定、附屬書の規定、附屬書に別段の定めがある場合を除く、並びにこれらの規定に関連する第十三条の規定の解釈又は適用についての紛争の解決に關し、次の手段の一方又は双方を選択することができる。

- (a) 国際司法裁判所
 - (b) 仲裁裁判所
- 2 1の規定に基づいて行われる宣言は、前条及び次条の規定の適用に影響を及ぼすものではない。
 - 3 1の規定による宣言を行わなかった締約国又は当該宣言が有効でなくなった締約国は、仲裁裁判所の管轄権を受け入れているものとみなされる。

4 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れていない場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続にのみ付することができ、

5 紛争当事国が紛争の解決のために同一の手段を受け入れていない場合又は双方の紛争当事国が双方の手段を受け入れている場合には、当該紛争については、紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所にのみ付託することができる。

6 1の規定に基づいて行われる宣言は、当該宣言の期間が満了するまで又は書面による当該宣言の撤回が寄託政府に寄託された後三箇月が経過するまでの間、効力を有する。

7 新たな宣言、宣言の撤回の通告又は宣言の期間の満了は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、国際司法裁判所又は仲裁裁判所において進行中の手続に何ら影響を及ぼすものではない。

8 この条に規定する宣言及び通告については、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その写しをすべての締約国に送付する。

第二〇条(紛争解決手続) 1 第七条、第八条若しくは第十五条の規定、附屬書の規定、附屬書に別段の定めがある場合を除く、又はこれらの規定に関連する第十三条の規定の解釈又は適用についての紛争の当事国が第十八条の規定に従って協議を要請した場合は十二箇月以内に紛争解決のための手段について合意しない場合又は、当該紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、前条の4及び5の規定により決定される紛争解決手続に従って解決を図る。

2 仲裁裁判所は、南極条約第四条の規定の範囲内にある問題について決定する権限を有しない。更に、この議定書のいかなる規定も、国際司法裁判所又は締約国間で紛争解決のために設置される他の裁判所に対し、同条の規定の範囲内にあるいずれの問題についても決定する権限を与へるものと解してはならない。

第二一条(署名) この議定書は、千九百九十一年十月四日にマドリードにおいて、その後は、千九百九十二年十月三日までワシントンにおいて、南極条約の締約国による署名のために開放しておく。

第二二条(批准、受諾、承認又は加入) 1 この議定書は、署名国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

2 この議定書は、千九百九十二年十月三日後は、南極条約の締約国による加入のために開放しておく。

3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書において寄託政府として指定されるアメリカ合衆国政府に寄託する。

4 この議定書が効力を生じた日の後、南極条約協議国は、南極条約の締約国がこの議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入し、しない限り、当該南極条約の締約国が同条約第九条の規定に従い南極条約協議国会議に参加する代表者を任命する権利に關して行つた通告について、措置をとってはならない。

第二三条(効力発生) 1 この議定書は、その採択の日に南極条約協議国であるすべての国による批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、その効力発生の日後に批准書、承認書、承認書又は加入書を寄託する南極条約の締約国については、その効力を生ずる。承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二四条(留保) この議定書に対する留保は、認められない。

第二五条(修正又は改正) 1 第九条の規定の適用を妨げるこ

となく、この議定書は、南極条約第十二条1の(a)及び(b)に規定する手続に従い、いつでも修正し又は改正することができる。

2 この議定書が効力発生の日から五十年を経過した後、いずれかの南極条約協議国が寄託政府への通報により、要請する限りには、この議定書の運用について検討するため、寄託政府と速やかに会議を開催する。

3 2の規定又は上記に於て招聘される検討のための会議において提案された修正又は改正については、この議定書の締約国の過半数(この議定書の採択の時に南極条約協議国である国の四分の三を含む)による議決で採択する。

4 3の規定に従つて採択された修正又は改正は、南極条約協議国の四分の三によって採択、受諾、承認又は加入(この議定書の採択の時に南極条約協議国であるすべての国による批准、受諾、承認又は加入を含む)の時に効力を生ずる。

5 第七条の規定に關し、同条に規定する南極地域における鉱物資源に關する活動の禁止は、当該活動についての拘束力のある法律制度、特定の活動が認められるか否か及び、認められる場合には、どのような条件下で認められるかを決定するための合意された手段を含む)が効力を生じない限り、継続する。この法律制度は、南極条約第四条に規定するすべての国の利益を保護するものとし、同条に定める原則の適用を受け、この条の規定の修正又は改正が2に規定する検討のためには、当該活動について拘束力のある法制度を含める。

(a) 修正又は改正がその採択の日から三年以内に効力を生じた場合又は脱退する旨を寄託政府に通告することもできる。脱退は、寄託政府がその通告を受領した後二年で効力を生ずる。

(b) 第二六条(寄託政府による通報) 寄託政府は、南極条約のすべての締約国に対し、次の事項を通報する。

(a) この議定書の署名及び批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(b) この議定書の効力発生の日及び追加される附屬書の効力発生の日

(c) この議定書の修正又は修正の効力発生の日

この議定書の効力発生の日及び追加される附屬書の効力発生の日



(d) 第十九条の規定に基づく宣言及び通告の寄託
(e) 前条5(b)の規定に基づき登録した通告

第二七条(正文及び国際連合への登録) 1 この議定書は、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成し、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、この議定書の認証謄本を南極条約のすべての締約国に送付する。
2 この議定書は、寄託政府が国際連合憲章第11条の規定により登録する。

付録 仲裁 (略)

附属書 I 環境影響評価 (略)

附属書 II

南極の動物相及び植物相の保存(抜粋)

第三条(在来の動物相及び植物相の保護) 1 採捕又は有害な干渉は、許可証による場合を除くほか、禁止する。

2-1-6 (略)

第七条(南極条約体制の範囲外の他の合意との関係) この附属書のいかなる規定も、締約国が国際捕鯨取締条約に基づき有する権利を害し及び同条約に基づき負う義務を免れさせるものではない。

附属書 III 廃棄物の処分及び廃棄物の管理 (略)

附属書 IV 海洋汚染の防止 (略)

附属書 V 地区の保護及び管理 (略)

7 南極海洋生物資源保存条約(第2節5参照二四一頁)

